「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」

及び

「『キャリア形成促進助成金』、『キャリアアップ助成金』等の雇用関係助成金」等にかかる説明会のご案内

○平成 25 年４月１日から改正労働契約法が施行され、有期労働契約が通算で５年を超え反復更新された場合には、労働者の申込に基づき無期労働契約に転換できるルールが導入されているとこ…者や、定年…特例法であ…措法」とい…

○労…が、それま…法に関する…

○多…られて…「能力開発…ます。

○参…利用ください。

○次紙により FAX でお申し込みください。

定員に達しましたので、受付を終了いたしました。

なお、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」について説明されたパンフレットが厚生労働省ホームページ（ｱﾄﾞﾚｽ：http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000075676.pdf）で取得できます。

開催日時	平成 27 年３月 17 日（火）　１３：３０～１５：３０
開催場所	茨城労働局２階会議室　（水戸市宮町１－８－31）　電話：029－224－6214
定　員	６０名
内　容	(1)「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」 (2)「『キャリア形成促進助成金』、『キャリアアップ助成金』等の雇用関係助成金について」
問合せ先	茨城労働局労働基準部監督課　佐川・皆藤　　電話：029－224－6214